

## 会議録

会議の名称	平成26年度 枚方市保健所運営協議会
開催日時	平成26年8月7日（木） 14時00分から15時05分まで
開催場所	枚方市市民会館 1階 第1・第2集会室
出席者	会長：藤本良知委員 副会長：原久永委員、岩瀬敦彦委員 委員：籠本孝雄委員、澤田敏委員、芝吹眞智子委員、杉本壽委員、高野勝委員、田中昌博委員、田畑卿子委員、西山利正委員、野原隆司委員、早川保子委員、藤中明広委員、松本奈美江委員、宮原保子委員、山森孝彦委員、渡邊幹男委員
欠席者	新子智一委員、上野仁委員、小竹斎委員、畑和美委員
案件名	1. はじめに 2. 会長及び副会長の互選 3. 協議会の運営について 4. 枚方市保健所の業務紹介と今後の重点施策について
提出された資料等の名称	資料1 枚方市保健所運営協議会委員名簿 資料2 枚方市保健所運営協議会に係る関係例規 資料3 枚方市保健所運営協議会の傍聴に関する取り扱い要領（案） 資料4 枚方市保健所の組織及び所管事務の概要 資料5 各課の今後の重点施策 資料6 保健企画課の今後の重点施策に関する資料 「地域・職域連携推進事業（働く世代への健康づくり）」 資料7 保健衛生課の今後の重点施策に関する資料 「保健所における検査体制」 資料8 保健予防課の今後の重点施策に関する資料 ① 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正及び精神保健福祉業務」 ② 「難病及び小児慢性特定疾患の法改正と取り組み」 資料9 保健センターの今後の重点施策に関する資料 ① 「第2次枚方市健康増進計画の推進」 ② 「母子保健体制の再構築」 参考資料1 第2次枚方市健康増進計画ダイジェスト版 参考資料2 枚方市保健センター便利帳
決定事項	1. 会長に藤本委員を、副会長に原委員及び岩瀬委員を互選した。 2. 会議を原則公開とし、傍聴に当たっては枚方市保健所運営協議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）に基づくこととした。また、会議録については、各委員の確認を経て、会長の承認を得た上で確定し公表することとした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署（事務局）	健康部 保健企画課

審 議 内 容

事務局

皆様、お待たせいたしました。それでは定刻になりましたので、ただ今より、平成26年度の枚方市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております、枚方市保健所副所長の西田でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日はお忙しい中ご出席くださいます、ありがとうございます。今回は初回ということで、会長と副会長がまだ決まっておられませんので、会長と副会長の選出までの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の出席委員は18名で、枚方市保健所運営協議会条例に基づき、この協議会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、委員の委嘱に関しまして、本来でしたらお一人お一人に委嘱状をお渡しするところではございますが、進行上、予め皆様のお席に置かせていただいておりますので、ご了承くださいませよう、お願いいたします。

また、本日は、記録のために、協議会の最中に、審議の風景の写真を撮影をさせていただきますので、併せてご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、竹内市長から、一言、ご挨拶をさせていただきます。市長、よろしくお願いいたします。

竹内市長

皆様、こんにちは。枚方市長の竹内でございます。

本日は、枚方市保健所運営協議会の第1回ということで、皆様方には、大変お忙しいところ、また暑い中をご出席賜りまして、大変ありがとうございます。さらに、日頃より本市行政の推進につきまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことを、高いところからではございますが、厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、枚方市はこの4月1日をもって中核市へ移行し、保健所の運営をはじめとする保健衛生、福祉、環境、まちづくり、教育、文化の各分野の多くの事務を大阪府から引き継ぎを受けたところでございます。

今回開催する保健所運営協議会につきましては、これまで大阪府が設置し、調査、審議してまいりましたが、本市が中核市となって、新たに枚方市の保健所として運営していく中で、改めて枚方市保健所運営協議会を設置し、所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関し、調査、審議を行っていただくものでございます。

委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中にもかかわらず、当協議会委員にご就任いただきましたことを、あらためてお礼を申し上げます。

さて、全国的に、少子高齢化だけでなく、その行き着く先とも言えるのでしょうか、人口減少社会の到来が自治体における大きな課題として捉えられております。

本市も例外ではなく、市制施行以来、増加の一途でありました人口は、平成21年度を境に微減ではございますが、減少傾向を示しております。人口減少社会は、市税収入の減少を招くだけでなく、まちの活力にも影響しますことから、定住人口の確保は、これからのまちづくりにおいて大きなテーマであると考えております。

こうした状況の中で、現在、多くの方から選ばれるまちとなるよう、本市の魅力を凝縮した「健康医療都市」「教育文化都市」を都市ブランドとして掲げ、施策の充実に努めているところです。

特に、本市には、5つの公的病院や3つの医系大学があるなど、健康と医療に関わる社会資源が充実しており、本市の大きな特徴であるといえます。

そういった中、今回、保健所業務の移管を受けたことを契機に、市民にとって身近な母子保健サービスから、地域保健に関する専門的かつ技術的サービスまでを一体的に提供することが可能になり、市民にとって非常にメリットの多いサービス提供体制を構築できることになりました。

人々が生活を営むうえで、いつまでも健康でいたい、安心して暮らしたいという考えを抱くことは、ごく自然なことであると考えます。そのような人々の思いに応えるためにも、本市の強みであり、かつ魅力である「健康医療」をこれまで以上に特徴づけ、他の都市にない際立ったシンボルとしていきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、

市民の健康づくりの拠点となる保健所の運営にお力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、平成26年度の枚方市保健所運営協議会の開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞ今後ともよろしく申し上げます。

事務局

(委員紹介)

事務局

それでは、会長と副会長の選任に入りたいと思います。

枚方市保健所運営協議会条例第6条第2項の規定により、会長と副会長2名の選出を委員の皆様の互選により、お願いしたいと思います。

なお、本日は、会長と副会長ともに選出いただいた後、正面の席にお座りいただき、議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様の中には、今日初めてお会いされた方も多いため、事務局から選出案の提案をさせていただこうと思います。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声・拍手)

事務局

ありがとうございます。それでは、ご賛同いただきましたので、ご提案させていただきます。

まず、会長につきましては、本市において、長きにわたり市民の健康維持について様々な取り組みを続けてこられた枚方市医師会の藤本委員にご就任いただきたいと考えております。

また、副会長につきましても、長きにわたり市民の健康維持について様々な取り組みを続けてこられた枚方市歯科医師会の原委員と、枚方市薬剤師会の岩瀬委員にご就任いただきたいと考えております。

皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

事務局

ありがとうございます。それでは、ご賛同いただきましたので、藤本委員に会長を、原委員及び岩瀬委員に副会長をお願いさせていただきます。

恐れ入りますが、藤本会長、原副会長、岩瀬副会長、正面の席に移動をお願いします。

なお、大変恐縮ではございますが、市長は次の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。どうぞご了承ください。

竹内市長

皆様、よろしく申し上げます。

(竹内市長退席)

事務局

それでは、これからの進行は、会長をお願いしたいと思います。会長、並びに副会長、どうぞよろしく願いいたします。

藤本会長

改めまして、藤本でございます。諸先輩方を差し置いて、会長に就任することになりました。皆様からご承認いただき、会長の任に就かせていただくことになりました。ご協力をどうぞよろしく願いいたします。

原副会長

副会長の任に就かせていただくことになりました、原です。まだ若輩者ですが、どうぞよろしく願いいたします。

岩瀬副会長

副会長の任に就かせていただくことになりました、岩瀬と申します。どうぞよろしく願いいたします。

藤本会長

それでは、進めたいと思います。「協議会の運営について」ということです。  
本日は、午後4時を目途に協議会を進めて行きたいと思いますので、皆さん、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。  
それでは、案件3「協議会の運営について」を議題とします。  
本日は、傍聴者に入室いただいておりますが、今後、協議会を進めるに際し、会議の公開のルールや会議録の対応等を皆さんと確認したいと思います。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、改めまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。  
資料につきましては、次第のほか、資料1「枚方市保健所運営協議会委員名簿」から資料9②「母子保健体制の再構築」までの資料をホッチキス止めしたものを1冊ご用意しております。また、参考資料としまして、第2次枚方市健康増進計画ダイジェスト版及び枚方市保健センター便利帳を配布させていただいております。  
過不足はございませんでしょうか。不備等がございましたらお申し出いただきますようお願いいたします。

(不備等なし)

恐れ入りますが、着座してご説明させていただきます。  
それでは、資料2をご覧ください。この資料は、枚方市保健所運営協議会に係る関係例規をまとめたものでございます。  
3ページをご覧ください。こちらは、当協議会の設置並びに担当事務等を定めた枚方市保健所運営協議会条例でございます。ご確認いただければと存じます。  
次に5ページをご覧ください。本市では、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」という、会議の公開に関するルールを定め、傍聴・会議録について、公開を原則とした運用を行っているところです。そのため、本日は既に会場に傍聴希望の方に入室いただいておりますが、同規程第3条及び第4条に定めるとおり、会議の公開・非公開は協議会で決定していただく事項となっております。また、会議録につきましても、6ページにございます第7条に定めるとおり、審議の経過がわかるように発言内容を明確にして記録することになっています。  
次に、傍聴に関する事項としまして、8ページの資料3「枚方市保健所運営協議会の傍聴に関する取り扱い要領(案)」をご覧ください。要領(案)の内容につきましては、傍聴の手続きのほか、傍聴人の遵守事項、資料の取り扱い等を明記しているものでございます。なお、本日は、暫定的に、この資料に則り、傍聴の方には、事前にご説明させていただいております。  
また、会議録につきましては、協議会終了後、発言者名を明らかにした会議録を作成し、各委員の確認を経て、会長の承認をいただいた後に、正式な会議録としてホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。  
以上で、説明を終わらせていただきます。

藤本会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました会議の公開方法、会議録の取り扱いについて、何かご質問・ご意見等がありましたら、どうでしょうか。

(意見なし)

意見がないようですので、それでは、本協議会の傍聴について、原則として認めるものとし、会議録についても、事務局からの説明どおりの方法で作成し、公表していくことにします。

藤本会長

続きまして、案件4「枚方市保健所の業務紹介と今後の重点施策について」を議題とします。

事務局

まずはじめに、枚方市保健所の笹井所長から、業務の紹介と今後の重点施策について、簡単に、ご説明をお願いしたいと思います。

それでは私から、枚方市保健所の概要について説明させていただきます。

まずは、保健所の沿革でございます。保健所は、昭和19年10月に枚方町・寝屋川町を管轄区域とする大阪府立枚方保健所として開設されました。本年度開設71年となっております。その後、何度かの移転を経た後、昭和37年11月に現在の地である大垣内町2丁目に現庁舎が竣工されました。その後、昭和46年に寝屋川市が寝屋川保健所の設置に伴いまして管轄外となって以降、40年以上に渡り、枚方市域のみを管轄する保健所として運営されてきました。冒頭で市長からもお話がございましたとおり、今年4月、枚方市の中核市移行に伴いまして保健所業務が大阪府から枚方市に移譲されたことを受け、新たに枚方市保健所として業務を開始いたしました。

それでは、次に枚方市保健所の組織及び所管事務についてご説明いたします。

恐れ入りますが、9ページの資料4をご覧くださいと思います。保健所の組織図でございます。保健所の施設内に、保健企画課・保健衛生課・保健予防課の3つの課を置いております。さらに保健センターを加えた組織として、一元的に枚方市の保健衛生業務を担っております。

各課の主な業務といたしましては、保健企画課では、保健衛生や地域医療に係る企画・調整や健康危機管理に関すること、また特定給食施設の栄養指導や医事・薬事業務に関すること等を所管しております。

次に、保健衛生課では、食品衛生・環境衛生に関すること、狂犬病予防・動物愛護に関することを所管しています。また、検査業務につきましては、これまで大阪府四條畷保健所等で担ってきておりましたが、本市独自で検査業務を行えるよう新たに検査体制を整備しました。

次に、保健予防課では、結核・感染症対策や精神保健に関すること、また難病・特定疾患の対策に関すること等を所管しています。

次に、保健センターでは、母子保健サービスの一体化に向けて、これまで府の保健所が担っていた身体障害児や慢性疾患児の療育指導等の専門的な業務を加えるとともに、健康増進・疾病予防を目指し、予防接種や健康づくりにかかわる施策の推進に努めているところです。

それでは、10ページの資料5をご覧ください。このページには、枚方市保健所における今年度の重点的な取り組みを記載しております。

まず、1番目ですが、地域・職域連携推進事業（働く世代への健康づくり）ということで、いわゆる地域保健と職域保健、働く方々への健康づくりを一体的に取り組んでいこうということでございます。

第2は、保健所における検査体制の確立でございます。

次に第3ですが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が4月に改正されまして、新しい法律の下における精神保健福祉業務の推進でございます。

4番目としまして、難病医療法及び小児慢性特定疾患に関する児童福祉法の改正に伴いまして、新たな法律の下の取り組みを推進したいと考えております。

5番目は、枚方市がこの4月に策定いたしました第2次枚方市健康増進計画の推進でございます。

第6は、一元化に伴う母子保健体制の再構築についてでございます。

この6つの事業を枚方市保健所の重点的の事業として取り組んでいきたいと考えております。

それぞれの事業の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

事務局

保健企画課より、地域・職域連携推進事業（働く世代への健康づくり）について、ご説明させていただきます。資料6をご覧ください。

1. 現状及び背景です。近年、国民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっております、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病を予防するためには、保健所等が行う市民への健康づくりを担う「地域保健」と、会社や事業所が行っている従業員の健康管理を担

う「職域保健」との連携が求められています。

枚方市におきましては、「第2次枚方市健康増進計画」の中で、地域・職域連携推進事業を、健康づくりを支える環境整備の重要な取り組みの一つとして位置づけ、働く世代の健康づくりを継続的に支援することを推進していくとしています。また、国民健康保険室の資料となります(図1)をご覧ください。50歳以上では、全体のレセプト件数に対する生活習慣病の件数割合が、2割半ばから4割、全体の診療額に占める生活習慣病の金額の割合が、4割から5割となっています。次に(図2)をご覧ください。50歳を境に、生活習慣病の件数・診療費とも増加が顕著となっています。図からは、60歳代を過ぎると、急激に生活習慣病が増加していますが、50歳代から60歳代にかけて、国民健康保険の加入者が約3倍に増加します。そのため、60歳代になって急激に生活習慣病を患うわけではなく、働く世代の生活習慣の積み重ねが、退職後の健康に影響を及ぼすことが考えられます。

働く世代を対象とした保健事業は、それぞれの制度によって目的や対象者、実施主体、事業内容等が異なることから、制度間の連携が十分には行われてきませんでした。それらの制度を繋げ、働く世代からの生活習慣病予防に向けた取り組みが、今、保健所に求められています。

次に対象と内容です。各職域で行われる健診受診者の健康状況が把握できていないことから、従来から行ってきた啓発や健康相談に加え、健診等の受診状況や喫煙、飲酒、睡眠の状況等についてアンケート調査を実施いたします。対象は、①北大阪商工会議所が実施しておられます定期健康診断の受診者、②協会けんぽが実施している扶養家族を対象とした特定健診の受診者、③公衆衛生協力が実施しておられます肺がん検診の受診者です。

啓発内容は、がん検診やたばこ、高血圧対策として減塩に関する情報、ストレス等に関するものです。喫煙者には、禁煙の動機付けとしてスモーカーライザーによる呼気一酸化炭素濃度測定を行っています。

また、今年度中に保健事業を協同実施する機関等との連携会議を行う予定であり、各機関の役割や保健事業の取り組み状況、資源等を共有し、次年度に向けてより進んだ取り組みに繋げていきたいと考えています。

最後に効果としましては、アンケート調査の実施により、対象者の健康状況や課題を把握することができます。そこから、それぞれの対象者が求めている健康情報の提供や健康相談の実施等、対象者にとって必要な情報を発信することができます。また、これらの啓発を進めることで、生活習慣病予防に関する知識の普及やがん検診の受診率向上にも繋がると考えています。今後、働く世代に対するアプローチをさらに強化していくことで、疾病予防や健康寿命の延伸に繋がり、ひいては医療費の抑制に繋がるものと考えています。

保健企画課からの説明は以上でございます。

事務局

続きまして、保健衛生課より「保健所における検査体制」についてご説明させていただきます。資料7をご覧ください。

概要でございますが、保健衛生課関係の業務につきましては、今年3月まで大阪府枚方保健所衛生課で実施されていた食品衛生、環境衛生及び狂犬病予防、並びに動物愛護管理関係業務を引き継いで実施していますが、今年度からは中核市の保健所として、これらの業務に加えて、新たに検査関係の業務を実施しております。

現状でございますが、保健所での検査実施状況はお手元の資料のとおりでございます。

食品衛生関係では、収去検査による規格検査と食中毒の対応に係る検査となります。

規格検査等につきましては、今年度は大阪府立公衆衛生研究所へ検査を依頼すると共に、当保健所におきましても同じ検査を実施して結果の確認を行いながら、来年度からは枚方市独自で実施していくことで調整しております。

また、腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス等、食中毒や感染症を疑う事例が発生した場合、迅速に原因を解明し、感染の拡大防止を図る必要があることから、保健所内でも連携を図りながら、病原菌やウイルスの検出が迅速に出来るよう体制作りに取り組んでおります。

次に、環境衛生関係では、浴場、遊泳場等で使用されている水の水質検査を定期的に実施していますが、こちらについては、大阪府の保健所に検査を依頼することで対応しております。

なお、入浴施設等で問題となりやすいレジオネラ感染症の発生時には、迅速な対応ができるよう、当保健所での検査体制を整備しております。

家庭用品の検査については、衣類等が対象となりますが、今年度は大阪府立公衆衛生研究所に依頼しており、保健所におきましても同じ検査をしながら結果の確認を行い、来年度からは枚方市独自で実施していくことで調整しております。

感染症関係では、ノロウイルス等の一部のウイルス検査と細菌検査につきましては、当保健所で実施していますが、それ以外につきましては、大阪府や民間業者へ委託してまいります。

最後に、市民からの依頼検査についてでございますが、ぎょう虫卵及び腸内細菌の検査、いわゆる検便でございますが、それと、おしぼりの細菌検査等について当保健所で受付して検査を実施しております。

以上のように、現時点で市独自で検査が可能な検査と、今年度中は大阪府への依頼が必要な検査、また水質検査や食品の農薬の検査は今後も大阪府へ依頼するものとなっておりますが、市独自で実施していく検査につきましては、今年度中には体制整備を図るよう努めてまいります。

保健衛生課からは以上です。

事務局

続きまして、保健予防課より今年4月1日より改正施行されました精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要と、精神保健福祉業務についてご説明させていただきます。

14ページ資料8の①をご覧ください。

概要としまして、法律の主な改正点4つを挙げております。

1つ目は、精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定です。国は今年度中に、精神障害者の障害特性や心身の状態に応じた良質かつ適切な医療の提供を確保するための指針を定めるとしてあります。今後、その指針に沿った保健医療サービス及び福祉サービスを展開することとなります。

2つ目は、保護者制度の廃止です。保護者には、精神障害者に必要な医療を受けさせ、財産上の保護を行う等の義務が課せられていました。しかし、精神障害者の家族の高齢化等に伴い、保護者のみに義務を負わせるのは負担が大きい等の理由から、今回の改正で保護者制度は廃止されました。

3つ目は、医療保護入院の見直しです。見直しの内容は2点あります。1点目が、医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等のいずれかの者の同意を要件としたことです。2点目が、精神科病院の管理者に、医療保護入院の生活環境に関する相談及び指導を行う者として、精神保健福祉士等を設置すること、地域援助事業者との連携、退院促進のための体制整備が義務付けられたことです。具体的には、医療保護入院者には必ず退院後生活環境相談員を設置し、医療保護入院者や家族から相談があれば、退院後利用したい福祉サービス等について、地域の事業所を紹介することになっていきます。また、医療保護入院時に添付する入院診療計画書に予定された入院期間を過ぎる場合には、引き続き入院が必要かどうかや退院に向けた取り組みを議論するため、退院支援委員会を開催することになりました。

4つ目は、精神医療審査会に関する見直しです。今後、法施行後3年を目途に、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者を取り巻く環境変化を勘案し、医療保護入院の手続きのあり方、医療保護入院者の退院促進をするためのあり方について検討を加え、必要時、所要の措置を講ずることとなっております。

この度の法改正の内容も踏まえ、保健所の主な取り組みに次の4点を挙げております。第1に、未受診者・医療中断者に対する支援です。相談者から提供された情報の内容や緊急性を判断し、迅速な対応に努めます。第2に、精神科病院等関係機関との連携強化です。先程の未受診者・医療中断者に対する支援においても精神科病院との連携は必要不可欠です。また、この度の法改正で強化された退院支援における精神科病院や地域支援事業者、保健所といった関係機関が連携しやすい仕組みづくりを目指します。第3に、精神科病院実地指導です。府内中核市では初めての実施であり、手法等を確立し、適切な指導を行います。第4に、アルコール関連事業の実施です。具体的には、断酒会と共催の「アルコール問題に悩む人たちの集い」を継続するとともに、近年増加している女性のアルコール依

存者を対象とした女性だけのミーティングの実施に向け検討を進めます。  
以上です。

事務局

引き続き、難病及び小児慢性特定疾患の法改正と取り組みについてご説明させていただきます。

15ページ資料8の②をご覧ください。

初めに、現状と背景についてご説明します。

平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法」の一部改正が成立し、平成27年1月から新たな制度に移行することとなりました。法律の趣旨・概要の詳細につきましては添付の参考資料をご参照ください。

新制度では、難病の対策疾患数をこれまでの56疾患から約300疾患に、小児慢性特定疾患数を514疾患から約600疾患に拡大し、枚方市の難病申請者は平成25年度の3,100人から約6,000人に、小児慢性特定疾患申請者は、500人から約700人になると見込まれております。

次に、法改正の内容とそれに伴う取り組みについて説明させていただきます。

第1に、法改正に伴う難病及び小児慢性特定疾患の医療費助成に係る事務の円滑な実施のための準備を進めてまいります。今後のスケジュールとしましては、9月に難病更新申請対象者への通知、10月に難病更新申請の受付開始、12月に小児慢性特定疾患の新しい受給者証の送付、来年1月から難病及び小児慢性特定疾患の新たな疾患の新規申請受付を開始します。

新たな医療費助成制度では、医療費の自己負担割合が3割から2割に変わります。また入院・外来の区分をなくし、複数の医療機関、薬局、訪問看護の医療費を合算して月額自己負担限度額を適用することとなります。

また、新たに医療費助成制度における指定医等の指定が義務づけられました。これは、支給認定のための意見書を作成する指定医及び医療費給付の対象となる医療機関、薬局、訪問看護ステーションを指定し、公示するものです。併せて指定医の要件に必要な研修を実施します。

以上が法改正に伴う新たな医療費助成制度に係る取り組みです。

この他に、法改正による難病対策の改革に向けた取り組みとして、難病対策地域協議会の設置が明記されました。これを受け、本市でも地域の医療・介護・福祉の連携を強化し、難病の患者さんや家族を支援するための地域連携システムの基盤づくりとして、保健所を中心とした難病対策地域協議会の設置とその活用に取り組んでまいります。

以上です。

事務局

続きまして、保健センター健康増進担当より第2次枚方市健康増進計画の推進についてご説明させていただきます。

本計画の推進については、資料9の①に沿ってご説明させていただきます。

まず、計画策定の背景でございますが、本計画は、平成17年に策定いたしました第1次計画の後継計画の位置づけとなっております。

国が提唱する「健康日本21」とその地方計画である「大阪府健康増進計画」、枚方保健所策定の「健康ひらかた21」を踏まえ、枚方市の健康課題に対する具体的な計画として「ひらかた みんなで元気計画」を平成17年3月に策定しました。

推進については、「健康日本21」の9つの分野につながる入口として、「身体健康チェック」「栄養・食生活の改善」「身体活動・運動の推進」の3つの分野を設定し、これらを柱として健康づくりの取り組みを支援するとともに、健康づくりボランティアであるヘルスメイトと健康リーダーの組織的・継続的な地区組織活動を支援してまいりました。

昨年、平成25年度は、「ひらかた みんなで元気計画」の最終年でありましたので、枚方市健康増進計画審議会に諮問及び答申を受け、次の計画として第2次枚方市健康増進計画を平成26年3月に策定しました。

計画は、市民一人ひとりが自己の健康について関心を持ち、行動を起こすことができるようサポートするとともに、健やかで心豊かな生活ができる社会環境づくりに取り組み、健康医療都市にふさわしい、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるまち「健康



医療都市ひらかた」の実現を目指すことを基本理念としています。

基本理念の実現のためには、第1次計画の評価と方向性を踏まえながら個人を取り巻く社会環境の整備を行い、健康を支えるために生活習慣病の発症予防・重症化予防を図り、個人の生活習慣や健康づくりをサポートしていくことが必要だと考えています。そのため取り組むべき3つの基本方向を設定いたしました。右の図をご覧ください。基本方向1は、健康づくりを支える環境整備。基本方向2は、生活習慣病の発症および重症化予防とこころの健康の推進。基本方向3は、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「歯・口腔の健康」「喫煙」「飲酒」「休養・こころの健康」の6つの分野に関する健康づくりの推進としています。

また、生活習慣病の発症及び重症化予防とこころの健康の推進、6つの分野に関する健康づくりの課題に対して、合計34項目の目標値を設定し、目標達成に向け、取り組みを進めることとしています。

本計画を推進して行くことによる効果としましては、疾病及び加齢等による社会的な負担の軽減、健康寿命の延伸、ひいては、市民の誰もが生活の質を高め、幸せを追究し生きがいを持ち続けることができる社会の実現を期待しております。

最後に、今後の取り組みについてですが、6つの分野、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「歯・口腔の健康」「喫煙」「飲酒」「休養・こころの健康」に関する健康課題に対して、ライフステージごとに決めた重点課題を中心に取り組みを進めることとしております。その際、本日お配りしましたダイジェスト版を活用することにしています。カラーの見開き1枚になっているものでございます。また、歯科口腔保健の推進に関する法律を受け、歯科口腔保健のより一層の推進が求められている中、歯の健康づくり計画を策定し、本計画と併せて推進する事も検討しております。今年度については、計画策定に向けた検討及び必要な手続きを行う予定としております。

以上、ご説明を終わらせていただきます。

事務局

続きまして、保健センター母子保健担当より「母子保健体制の再構築」についてご説明させていただきます。

21ページの資料9②をご覧ください。

まず初めに、母子保健における現状と背景についてですが、昨年度まで、大阪府枚方保健所と保健センターの双方で母子保健業務に取り組んでまいりました。

平成25年4月から母子保健法の改正により、未熟児の訪問指導等が市町村に移譲され、母子保健法で定められている母子保健サービスの実施主体はすべて市町村業務となりました。

さらに、今年度、中核市移行に伴い、これまで大阪府の保健所において実施されていた、児童福祉法に定められている身体障害児及び長期療養児等を対象とした健診や相談業務も保健センターにおいて実施していくこととなりました。

資料にお示ししている図はイメージ図ですが、これまで府と市が連携を図りながら重層的に担っていた母子保健業務を、医療費等の助成に係る事務を除き、保健センターにおいて一元化し、総合的で一貫した体制のもとで推進していくこととなっております。

これまで、障害児の早期の発見や支援においては、身体障害児や慢性疾患児、在宅の高度医療が必要な児童については府の保健所が、市の保健センターにおいては、知的障害や発達障害の子どもさんを中心にその役割を担ってまいりましたが、障害の種別や、疾患の有無などに係らず、専門的な知識及び技術を必要とする事業も併せ、すべての子どもたちを対象として、保健センターがその役割を担っていくこととなりました。

そのために、関係機関や関係団体等と更なる連携の強化を図り、より良いネットワークを構築し、総合的かつ効果的に母子保健を推進していくことが求められております。特に、医療的なケアを必要とする在宅障害児の支援を行っていくにあたっては、大阪府枚方保健所が構築していた専門医療機関や地域の医療機関等とのネットワークを引継ぎ、さらに取り組みを広げていくことが今後の課題となっております。

身体障害児や在宅で医療的ケアを必要とする子どもさんの把握は医療機関からの連絡が主で、早期に医療機関と連携することで問題点の共有や円滑な支援につながっています。現在は、関西医科大学附属枚方病院を中心に退院前面接・退院前カンファレンス等を実施し、在宅生活に向けての支援を展開しています。

資料の表は平成25年度の大阪府枚方保健所における身体障害児及び慢性疾患児への支援の実績です。

こうした現状を踏まえて、今年度取り組んでいく内容について、次にご説明させていただきます。

第1点目としましては、新たな事業として、母子保健施策の充実・強化及びこれらの施策の総合的かつ効果的な推進を目的に、母子保健推進連絡会を設置し、関係機関や団体との意見交換、重要事項の連絡、または連絡調整を図る取り組みを進めてまいります。母子保健全般に関すること、小児在宅医療に関することなどをテーマとして、医療分野や歯科医療分野、看護の分野に携わる専門職の方々と意見交換を行います。今年度は2回の開催を予定しております。

2点目としましては、大阪府から引継いだ身体障害児及び長期療養児等療育指導事業の円滑な実施を図れるよう努めてまいります。内容としましては、従来より取り組まれていた小児神経等の専門医師、心理相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、保健師等専門職による相談・訪問指導等を引継いで実施していくとともに、今年度より、従来からニーズのあった歯科医師による相談支援を新たに加えて実施してまいります。療育相談につきましては、年間54回の実施予定としております。保健師による支援につきましては、身体障害児等においても地区分担制を基本にスーパーバイザーの保健師とともに実施してまいります。また、専門的な支援を行うための人材の育成を図るため、概ね月1回の事例検討会を実施するとともに、研修を行います。

事業実施における効果としまして、母子保健推進連絡会の設置により、関係機関との連携強化を図ることができ、より良いネットワークが構築され、総合的かつ効果的に母子保健を推進できるものと考えております。

以上、ご説明を終わらせていただきます。

藤本会長

枚方市保健所の業務紹介と今後の重点施策について事務局から丁寧な説明がありましたが、何かご意見・ご質問等がありますか。

もしありましたら、発言に先立ち、所属とお名前をおっしゃっていただけるとありがたいです。ご意見がありましたらどうぞ。

藤本会長

今話を聞いていますと、枚方保健所の71年の歴史や、中核市移行後、大きく分けると、生活習慣病のような病気をいかに減らしていくかという業務、検査関係の業務、精神保健・難病・小児慢性特定疾患、それから健康増進の計画や、母子保健等、非常に多岐に渡る業務を行っております。このことについていろいろご意見があると思います。よろしければ、挙手の上、ご質問をお願いいたします。

原副会長

組織が変わって、保健所の中に保健センターが入ったという位置付けなんですけれども、今まで、企画課、衛生課、予防課があったわけですが、それと同列で保健センターが入ったのか、それとも、保健センターというのはある種別枠なのか、その辺の位置付けはどうなんでしょうか。

事務局

ご承知のように、場所は2箇所に分かれています。物理的には2つのものですが、組織的には、保健所という大きい組織のくくりの中に保健センターも今回入って、一体的に組織的な運用をしていくという考え方で、今回は組織の編成をしています。

原副会長

ということは、これまでのいわゆる企画課、衛生課、予防課で実施していたようなことを実際に行っていくところというのが保健センターというような位置付けでいいんですか。

事務局

業務的には、保健センターで今までやっていたことは基本的には保健センターでということですが、保健企画課、保健衛生課、保健予防課と課は分かれています。保健センター業務にかなり関係する、連携する部分というのが結構ありますので、今まで保健センターが単独でやっていた業務についても、保健企画課、たとえば保健企画課は医療計画の策定業務等、関係の皆さんが協議をしていただく議論の土壌を作るような仕事、そう

いう調整が企画課の仕事の考え方になっていますので、必要性があれば保健センターでこれまでやっていた業務も保健企画課と一緒に、より良い議論の場を作っていく、各課が担当している業務の中で必要に応じて共同で話し合いをしながら複数の課に渡るような業務も今後考えていく、そういう意味では、今まで以上に業務に広がりができるような、そういう活動にしていきたいと思います。

原副会長

ありがとうございます。

藤本会長

他はいかがでしょうか。

藤本会長

ちょっと教えてほしいんですけども、保健所は、市の組織としては、健康総務課の下に入るといふことでよろしいですか。

事務局

健康部の中に健康総務課がありますけれども、保健所も、健康部の中の組織ということで、保健所、保健センターの各課は、健康総務課等の課と同様、同じ組織の中の位置付けです。

藤本会長

ありがとうございます。

今日いろいろと説明していただいたんですが、いかに生活習慣病は年とともに、50代以上ですか、急に増えてくるということを改めて知らされた感じがしますし、特に我々が特定健診等をやっている意味があるのかなと思って伺っておりました。今後も健診等をますます進めていく必要性を感じたのと、これからは検査がいろいろ保健所として大変なのかなと思うんですが、検査には大阪府立公衆衛生研究所に依頼する場合と直営という場合と両方があると思います。いずれはやはり枚方市保健所に統一されるという理解でよろしいのでしょうか。

事務局

そうですね。ただ、先ほどご説明させていただいたんですが、農薬の検査ですとか、水質検査ですとか、特殊なものにつきましては、検査機器の準備もできておりませんので、今後も大阪府の方に依頼するという形で考えております。

藤本会長

ありがとうございます。他にはどうでしょうか。ないようでしたら、終わりにさせていただきますと思いますが。そろそろ時間的にも3時過ぎですが、何もないようでしたら、他にもいろいろご質問等あると思いますが、後日各委員から事務局へお伝えいただき、事務局は、その集約を行ったうえで、委員全員に報告し、情報の共有化を図っていただきたいと思います。

その他に、連絡事項として、事務局から何かありますか。

事務局

今会長からございましたように、質問事項やご不明な点などがございましたら、恐れ入りますが、8月21日（木）までに、様式は自由ですので、メールにて、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。メールアドレスは、お手元の封筒の下部に記載しております。

また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成しましたら、各委員にご確認いただき、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

藤本会長

それでは、これで、平成26年度の枚方市保健所運営協議会を終了したいと思います。本日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございました。本日は、お疲れさまでした。